

次期通常国会提出予定法案

厚生労働省 総計 6件 (うち※ 5件、その他 1件)

予算 関連	件 名	要 旨
※	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案 (仮称)	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。
※	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	新たに戦傷病者等の妻になった者及び戦傷病者等の妻で当該戦傷病者等が平病死したものに対し、特別給付金を支給する。
※	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案	平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の規定の整備を行う。
※	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案 (仮称)	雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業能力を高めるための訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合には訓練期間中の生活を支援するための給付を支給する等の所要の措置を講ずる。
※	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案	現下の厳しい雇用失業情勢の下において、失業者の就職の促進等を図るため、失業等給付の見直しを行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の改正を行う。
	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案 (仮称)	高齢者が地域で自立した日常生活を営めるよう、定期巡回・随時対応型のサービスの創設、財政安定化基金の取崩しや介護職員等によるたんの吸引の実施の容認等の所要の措置を講ずる。

次期通常国会提出予定法案（検討中のもの）

厚生労働省 総計 4件（うち※ 件、その他 4件）

予算 関連	件 名	要 旨
	労働安全衛生法の一部を改正する法律案（仮称）	労働安全衛生対策をより一層充実するため、メンタルヘルス対策の強化を図るとともに、受動喫煙による健康障害防止のために必要な措置を講ずる等、所要の改正を行う。
	国民健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）	後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の高齢者も、国民健康保険、健康保険等に参加することとすることに伴い、各医療保険制度において所要の措置を講ずる。また、国民健康保険組合に対する補助のあり方について所要の措置を講ずる。
	生活保護法の一部を改正する法律案（仮称）	生活保護制度がより適切に運営されることとなるよう、必要な措置を講ずる。
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）	年金記録の回復の促進に資するための所要の規定の整備を行う。

継続法案

厚生労働省 総計 4件 (うち※ 件、その他 4件)

予算 関連	件 名	要 旨	備 考
	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案	独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止して独立行政法人雇用・能力開発機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に承継させる等の措置を講ずる。	第 176 回臨時国会に提出
	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案	将来の無年金・低年金の発生を予防し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。	第 174 回通常国会に提出
	予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	新型インフルエンザ等の新たな感染症に対応するため、新たな臨時接種の枠組みの創設等、所要の改正を行う。	第 174 回通常国会に提出
	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。	第 174 回通常国会に提出

次期通常国会提出予定法案の概要

厚生労働省

- ※ ① 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案（仮称） … 1
 - ※ ② 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案 … 2
 - ※ ③ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 … 3
 - ※ ④ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（仮称） … 4
 - ※ ⑤ 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案 … 5
 - ⑥ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称） … 6
- （提出検討中）
- ① 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（仮称） … 7
 - ② 国民健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称） … 8
 - ③ 生活保護法の一部を改正する法律案（仮称） … 9
 - ④ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称） … 10
- （継続法案）
- ① 独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律案 … 11
 - ② 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案 … 12
 - ③ 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 … 13
 - ④ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案 … 14

趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。

(4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。

- (5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、
- ②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。

(6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。

(7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(概要)

下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するため改正を行う。(平成23年10月1日施行)

1. 平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に新たに戦傷病者等の妻になった者。
2. 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死(※)した場合の、当該戦傷病者等の妻。

(※)平病死…障害年金受給者が障害年金の支給事由(公務上の傷病等)以外の傷病により死亡した場合

【参考】○対象者の推計人数 新規対象者:80人、平病死対象者:7,000人 ○国債費(見込み):5年間で総額3億5,743万円(財務省理財局予算)

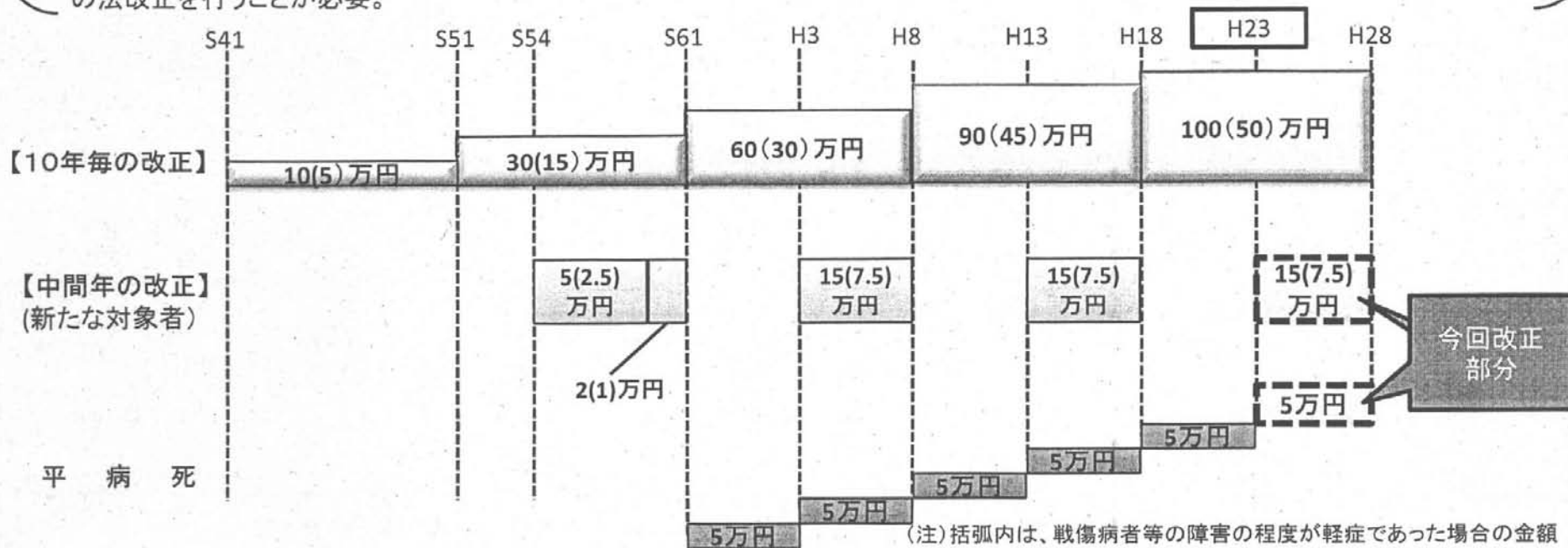
【戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度】

1. 趣旨及び対象者

- 長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。(昭和41年に制度創設)
- 基準日において、公務上又は勤務に関連して負傷・り病し、障害の状態にあるために増加恩給(恩給法)や障害年金(援護法)等を受給している戦傷病者等の妻が対象。

2. 今回の改正の趣旨

これまで、10年ごとに行われてきた法改正(平成8年、平成18年等)の他に、中間年(平成3年、平成13年等)において、新たに対象となった者等に対して特別給付金を支給する改正を行ってきたところ、平成23年は中間年に当たることから、特別給付金を支給するための法改正を行うことが必要。



国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 概要

1. 法案の趣旨

- 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

- 平成23年度について、国庫は、臨時の財源により、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。
 - (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の利益剰余金 (1.2兆円)
 - 財政投融资特別会計財政融資勘定の積立金・剰余金 (1.1兆円)
 - 外国為替資金特別会計の剰余金 (進行年度分:0.2兆円)
- 平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制の抜本改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。
 - 上記の「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。
- 平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。
 - 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分相当とされている。
※平成20年度まで:3分の1 平成21年度及び22年度:2分の1

3. 施行日 平成23年4月1日

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(仮称)

特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない者であつて、労働の意思及び能力を有しており、かつ、就職支援を行う必要があると認める者)に対し、職業訓練を実施するとともに、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職の支援に関する措置を講ずることにより、特定求職者の雇用の安定を図ることを目的とする。

1. 特定職業訓練の認定

- ・ 厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画(「職業訓練実施計画」)を策定。
- ・ 厚生労働大臣は、職業に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練(「特定職業訓練」)を認定。
- ・ 特定職業訓練の実施について、特定職業訓練を行う者に対して、助成。
- ・ 認定業務等は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。

2. 職業訓練受講給付金の支給

- ・ 公共職業安定所長の指示した特定職業訓練の受講を容易にするため、指示を受けてこれを受講する特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給。
- ・ 支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。

3. 就職支援計画の作成等

- ・ 厚生労働大臣は、特定求職者の就職を容易にするため、職業指導や特定職業訓練等就職支援の措置が効果的に実施されるための計画(「就職支援計画」)を作成。
- ・ 公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に準拠した就職支援の措置を受けることを指示。

4. その他

- ・ 特定職業訓練を行う者に対する助成及び職業訓練受講給付金の支給は、新たな雇用保険法による就職支援事業として行う。
- ・ 立入検査、差押え・公課等の禁止、立入検査拒否等に対する罰則等の規定を設ける。

雇用保険法及び労働保険徴収法の一部を改正する法律案の概要

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、失業等給付の充実を図るとともに、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の改正を行う。

1. 失業等給付の充実

(1) 賃金日額の引上げ

失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、直近の賃金分布等をもとに、法定の下限額等を引上げ

(例)賃金日額の下限額:「2,000円」→「2,320円」に引上げ ⇨ 基本手当日額:「1,600円」→「1,856円」

(2) 安定した再就職へのインセンティブ強化

① 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引上げ

- ・給付日数を1/3以上残して就職した場合:給付率30%→40%(現在の暫定措置)→50%(恒久化(改正後))
- ・給付日数を2/3以上残して就職した場合:給付率30%→50%(同上)→60%(同上)

② 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げ(30%→40%)の恒久化

2. 保険料率の改定 (労働保険徴収法)

失業等給付に係る法定の保険料率を、「1.6%」から「1.4%」に引下げ

※平成23年度の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.2%」と告示で規定予定

※平成24年度以降の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.0%」とすることが可能

3. 国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し

雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

3 高齢者の住まいの整備等

- ① 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
 - ② 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。
- ※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付高齢者住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】

1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。6

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(仮称)の概要

労働安全衛生対策の一層の充実するため、メンタルヘルス対策の充実を図るとともに、受動喫煙による健康障害防止のために必要な措置を講ずる等、所要の改正を行う。

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 労働者のストレスによる不調の度合いのチェックを行い、労働者に直接通知することを事業者に義務付ける。
- 医師が必要性を認めた場合であって労働者が申し出た場合には医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 労働者が面接指導の申出を行ったことや面接指導の結果を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- メンタルヘルスに関する知識経験を有する医師及び保健師並びに産業医の有資格者を有する登録産業保健機関に、嘱託産業医に代えて労働者の健康管理等を行わせることができることとする。

受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙による健康障害を防止するための措置として、全面禁煙、空間分煙その他の必要な措置を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店等の当該措置が困難な職場については、受動喫煙による健康障害をできる限り防止するため一定の濃度又は換気の基準を守らなければならないこととする。

譲渡等の制限等及び型式検定の対象となる機械の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業等に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡等の制限及び型式検定の対象に追加する。

施行期日：平成24年4月1日

国民健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)

- 後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の高齢者も、国民健康保険、健康保険等に参加することとするに伴い、各医療保険制度において所要の措置を講ずる。また、国民健康保険組合に対する補助のあり方について所要の措置を講ずる。

〈後期高齢者医療制度の問題点〉

後期高齢者医療制度は、①「75歳で加入する医療保険制度が分離・区分される」という基本的な構造において問題があるほか、②75歳以上の被用者は傷病手当金等を受けられず、保険料も全額本人負担、③個人単位で保険料を徴収するため、扶養されている高齢者も保険料を負担、④高齢者の保険料の伸びが現役世代の保険料の伸びを基本的に上回る構造、⑤患者負担の上限は、同じ世帯でも加入する制度ごとに適用、⑥75歳以上の高齢者に対する健康診査が広域連合の努力義務となった中で受診率が低下、といった問題が生じている。

〈新たな制度の基本的枠組み〉

- 後期高齢者医療制度を廃止し、加入する制度を年齢で区分することなく、サラリーマンである高齢者の方や被扶養者は被用者保険に、これら以外の地域で生活している方は国保に、それぞれ現役世代と同じ制度に参加すること等により、上記の問題点を改善。
- 併せて、市町村国保について都道府県単位での財政運営とするなど、公平かつ安定的な運営を図るための措置を講ずる。

国民健康保険

被用者保険

【国民健康保険・被用者保険共通】

- ① 加入関係 …… 75歳以上の高齢者も、現役世代と同じ国民健康保険や被用者保険に参加。
- ② 費用負担 …… 高齢者医療に係る費用負担のルールを規定。(保険者間の財政調整の実施(※)、75歳以上の医療給付費に対する公費負担割合を実質47%から50%に引上げ、高齢者の保険料の伸びが現役世代の保険料の伸びを上回らないよう抑制する仕組みの導入等)
- ③ 医療費の効率化 …… 75歳以上の高齢者に対する健康診査等の実施義務化等

【国民健康保険】

- 市町村国保の財政運営について段階的に都道府県単位化。
- 国保組合に対する国庫補助の見直し。

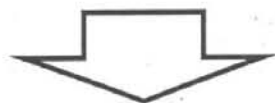
(※) 被用者保険者間の支援金は、各保険者の総報酬に応じた負担とする。

施行期日

- 調整中(国保組合に係る部分は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)

生活保護法の一部を改正する法律案(仮称)の概要

- 稼働能力のある生活保護受給者の急増や、生活保護受給者を利用した不正事件の頻発等、生活保護制度に係る問題が深刻化。
- 生活保護の実施機関である地方自治体においても、生活保護受給者の急増への対応に追われており、現場において生活保護制度が適切に運営できるよう、国に対して早急な対応を求めている。



1 法案の概要

生活保護制度がより適切に運営されることとなるよう、必要な措置を講ずる。(検討中)

2 施行期日

未定

3 その他

今後、地方の意見を伺う場を設け、議論を行い、改正案を取りまとめる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 の一部を改正する法律案(仮称)の概要

民主党マニフェスト2009(抜粋)

「消えた年金」「消された年金」問題の解決に、2年間、集中的に取り組めます。



1 法案の趣旨

- 年金記録の回復の促進に資するための所要の規定の整備を行う。

2 法案の概要

- 年金記録を回復するための判断基準を定めるとともに、年金記録の回復について事業主の協力を促進するための措置(事業主への納付勧奨の限定、保険料を納付しない事業主名の公表の限定等)等を講ずる。(検討中)

3 施行期日

未定

(注) 厚生労働省に設置された「年金記録回復委員会」において、年金記録の回復を促進するための方策について、検討中。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案の概要

I 目的

独立行政法人に係る改革を推進するため、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止し、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務を移管する等の改正を行う。

II 法案の内容

- (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止
- (2) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正
 - ① 法人の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とする。
 - ② 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務のうち、職業能力開発業務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する。
 - ③ 新たな組織においては、労使代表を含めた識見を有する者からなる運営委員会や地域における協議会の設置等により、労使や地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みを整備することとする。
- (3) 勤労者財産形成促進法及び中小企業退職金共済法の一部改正
独立行政法人雇用・能力開発機構の財形関係業務のうち、財形教育融資は廃止し、財形持家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管する。
- (4) その他所要の規定の整備
 - ① 職業能力開発促進センター等の都道府県への移管については、職業能力開発促進センター等の機能を維持することを前提として、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員の引受割合に応じた移管条件（減額譲渡、2年度間の運営経費の高率補助等）を設定する。
 - ② 独立行政法人雇用・能力開発機構の職員のうち、希望、意欲及び能力のある者は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の職員として採用する。

III 施行期日

平成23年4月1日（準備行為等は公布日施行）

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援する ための国民年金法等の一部を改正する法律案（衆議院での修正後）

(注) 本法案は、第176回臨時国会において一部修正の上、衆議院で可決され、参議院で継続審議の取扱いとなった(衆議院での修正箇所は下線部)。

<趣旨>

将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。

1. 国民年金法の一部改正

- ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長(2年→10年)し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする(3年間の時限措置)。
- ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。
- ③ 国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者)について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。

2. 確定拠出年金法の一部改正(平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む)

- ① 加入資格年齢を引き上げ(60歳→65歳)、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ② 従業員拠出(マッチング拠出)を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を図る(他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。)等、制度運営上の改善を図る。

3. 厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、措置を講ずる。

- ・ 厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける
(※ 平成17年度から平成19年度まで、同様の措置を講じている)

4. 施行日

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 1の① : 平成24年4月1日までの間に政令で定める日 | 1の② : 公布の日 |
| 1の③ : 公布日から2年以内で政令で定める日 | 2の① : 公布日から2年6月以内で政令で定める日 |
| 2の② : 平成24年1月1日 | 2の③及び3 : 平成23年4月1日 |

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する 特別措置法の一部を改正する法律案の概要

法改正の目的

当面の緊急措置として、今回の「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後これと同等の新たな「病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合の予防接種対応を万全にする。

法改正の主な内容

1. 新たな臨時接種の創設：

○基本的な枠組み

- ・「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後生じうる「病原性の高くない新型インフルエンザ」に対応する新たな臨時接種を創設
- ・都道府県の協力のもと、住民に身近で、かつ、インフルエンザ予防接種の実務に精通した市町村が実施
(国はワクチンの供給等について必要な措置を講ずる)

○公的関与

- ・対象者に接種を受ける努力義務は課さないが、行政は接種を受けるよう「勧奨」

○健康被害救済の給付水準の引き上げ（政令事項）

- ・公的関与(勧奨)の程度を踏まえ給付水準を引き上げ（現行の臨時接種等と二類定期接種との間の水準）
※併せて特別措置法の健康被害救済(今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)のワクチン接種に係る健康被害救済)の給付水準もさかのぼって引き上げ

○実費徴収

- ・低所得者を除き、接種対象者から実費徴収可能

○費用負担割合

- ・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
(接種費用(低所得者の減免分)・健康被害救済)

	低所得者減免分			低所得者を除き、 実費徴収可能
	国	都道府県	市町村	
新型インフルエンザ ワクチン接種事業	1/2	1/4	1/4	
新たな臨時接種				

2. 国の責任によるワクチン確保：

政府は、新型インフルエンザワクチンの確保のため、特例承認を受けた製造販売業者と損失補償契約を締結できることとする。(5年間の時限措置)

3. 施行期日：

1については公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日、2については公布日

※検討規定として予防接種の在り方等の総合的検討、損失補償契約の規定に係る5年以内の検討を行うこととしている。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化



いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・ 登録型派遣の原則禁止(専門26業務等は例外)
- ・ 製造業務派遣の原則禁止(常時雇用(1年を超える雇用)の労働者派遣は例外)
- ・ 日雇派遣(日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善



派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

違法派遣に対する迅速・的確な対処



偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記
施行期日: 公布の日から6か月以内の政令で定める日(登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日(政令で定める業務については、施行からさらに2年以内の政令で定める日まで猶予))

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案(仮称)の概要

【資料1】

未定稿

趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。

(4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。

(5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、

②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。

(6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。

(7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。 (第一条関係)

第二 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、第一の支給の趣旨に鑑み、これをその趣旨に従って用いなければならないものとする。 (第二条関係)

第三 定義

一 「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうものとする。 (第三条第一項関係)

二 「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 (第三条第二項関係)

三 「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいうものとする。 (第三条第三項関係)

(一) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている子ども（短期間の委託をされている者を除く。）

(二) 児童福祉法の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法の規定による措置が採られて知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設（以下「障害児施設」という。）に入所している子ども又は同法の規定により乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「児童施設」という。）に入所している子ども（当該障害児施設及び児童施設（以下「児童福祉施設」という。）に通う者及び短期間の入所をしている者を除く。）

(三) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法に規定する障害

者支援施設をいう。以下同じ。）、同法の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設若しくは知的障害者援護施設（以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している子ども（短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

(四) 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定により同法に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）若しくは更生施設（以下「更生施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している子ども（短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。）

第四 子ども手当の支給

一 支給要件

(一) 子ども手当は、次のいずれかに該当する者に支給するものとする。こと。（第四条第一項関係）

イ 子ども（施設入所等子どもを除く。以下一において同じ。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下ロ及びハにおいて「父母等」という。）であつて、日本国内に住所を有するもの

ロ 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該子どもと同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該子どもの生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該子どもの父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

ハ 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

ニ 施設入所等子どもが委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者

(二) (一)イ又はロの場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとする。 (第四条第二項関係)

(三) (二)にかかわらず、当該子どもが、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれかと同居している場合は、当該子どもは、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとする。 (第四条第三項関係)

二 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、二万円に三の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない子ども (月の初日に生まれた子ども) については、出生の日から三年を経過しない子どもとする。) の数を乗じて得た額と、一万三千円に当該受給資格者に係る三歳以上の子ども (月の初日に生まれた子ども) については、出生の日から三年を経過した子どもとする。) の数を乗じて得た額とを合算した額とすること。 (第五条関係)

三 認定

(一) 子ども手当の支給要件に該当する者（一）イからハまでに掲げる者に係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとする。こと。（第六条第一項関係）

(二) 子ども手当の支給要件に該当する者（一）（一）に掲げる者に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ次に定める施設等受給資格者の認定を受けなければならないものとする。こと。（第六条第二項関係）

イ 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

ロ 里親 当該里親の住所地の市町村長

ハ 児童福祉施設等の設置者 当該児童福祉施設等の所在地の市町村長

四 支給及び支払

- (一) 市町村長は、三の認定をした一般受給資格者又は施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、子ども手当を支給するものとする。こと。（第七条第一項関係）
- (二) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十四年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わるものとする。こと。（第七条第二項関係）
- (三) 子ども手当は、平成二十三年六月及び十月並びに平成二十四年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとする。こと。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。こと。（第七条第四項関係）

五 子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事

由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。 (第八条第一項及び第三項関係)

六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収について規定するものとする。 (第九条から第十三条まで関係)

七 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。 (第十四条関係)

八 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとする。 (第十五条関係)

九 公務員に関する特例

公務員については、所属庁が子ども手当を支給すること。 (第十六条関係)

第五 費用

一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用（第六の二により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものとする。ただし、次に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとする。〔第十七条第一項及び第二項関係〕

イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村

(二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとする。

(第十七条第三項関係)

二 市町村に対する交付

- (一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとする。 (第十八条第一項関係)

- (二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとする。 (第十八条第三項関係)

第六 児童手当法との関係

一 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の給付の額に相当する部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、第六に定めるところによるものとする。 (第十九条関係)

二 受給資格者における児童手当法の適用

- (一) 一般受給資格者のうち児童手当法の児童手当等の受給資格者（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当等の額（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当等の額とする。）に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当等とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 （第二十条第一項及び第二項関係）
- (二) 特定一般受給資格者（第四の一(三)が適用されることにより第四の一(一)に掲げる者に該当することとなる父若しくは母としての一般受給資格者等をいう。）に支給する子ども手当（当該特定一般受給資格者に係る子どもに係る部分に限る。）については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当等の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当等とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 （第二十条第三項及び第四項関係）
- (三) 施設等受給資格者に支給する子ども手当（特定施設入所等子ども（父母に監護されず又はこれと生

計を同じくしない施設入所等子どもをいう。)に係る部分を除く。)については、当該子ども手当の額のうち当該施設等受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額等に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当等とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第五項及び第六項関係)

三 平成二十三年度の月分の児童手当等の支給における特例

児童手当等の受給資格者は、平成二十三年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとする。 (第二十一条関係)

第七 交付金の交付

国は、子ども手当の支給と相まって、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、次に掲げる経費に充てるため、政令で定めるところにより、交付金を交付するものとする。 (第二十三条関係)

一 保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業の実施に要する経費

二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）に規定する市町村行動計画に基づく措置の実施に要する経費

三 一又は二の経費のほか、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援のために市町村又は都道府県が実施する事業の実施に要する経費

第八 雑則

一 子ども手当に係る寄附

(一) 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとする。 (第二十四条

第一項関係)

(二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならぬものとする。 (第二十四条第二項関係)

二 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等

(一) 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、子ども手当の額の全部又は一部を、

学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）に規定する学校給食費（以下「学校給食費」という。）

その他の学校教育に伴って必要な費用又は児童福祉法の規定により徴収する費用（市町村の支弁とされている保育費用に限る。以下(三)において「保育料」という。）のうち当該受給資格者に係る子ども

に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができるものとする。 （第二十五条第

一項関係）

(二) 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する保育料その他これに類する費用のうち当該受給資格者に係る子どもに関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に対して支払うことができるものとする。 （第二十五条

第二項関係)

(三) 児童福祉法の規定により保育料を徴収する場合において、第四の三の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、市町村長は、当該扶養義務者に子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができるものとする。 (第二十六条関係)

三 施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い

市町村は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、当該施設等受給資格者に委託され、又は入所している施設入所等子どもに対し当該子ども手当を支払うこととすること。この場合において、当該施設等受給資格者は、当該施設入所等子どもが子ども手当として支払を受けた現金を保管することができるものとする。 (第二十七条関係)

四 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所属長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の意見の申出について定めるものとする。 (第二十八条から第三十四条まで関係)

五 事務の区分

この法律（一から三まで及び厚生労働大臣への意見の申出を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所属庁が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とすること。（第三十

五条関係）

六 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとする。（第三十六条関係）

七 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとする。（第三十

七条関係）

第九 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第十 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。ただし、四については公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 検討

政府は、子ども手当の平成二十四年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

子どもが日本国内に住所を有するものとする要件及び同居父母、施設設置者等の要件の適用については、平成二十三年六月分の子ども手当から始めるものとし、また、施行日の前日における平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の規定による子ども手当の受給者が、施行日において第四の一の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があつたものとみなし、施行日の属する月か

ら子ども手当の支給を始めるものとするなど、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。 (附則第三条から第二十一条まで関係)

四 三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。 (

附則第二十二條関係)

參考資料

23年度における子ども手当について

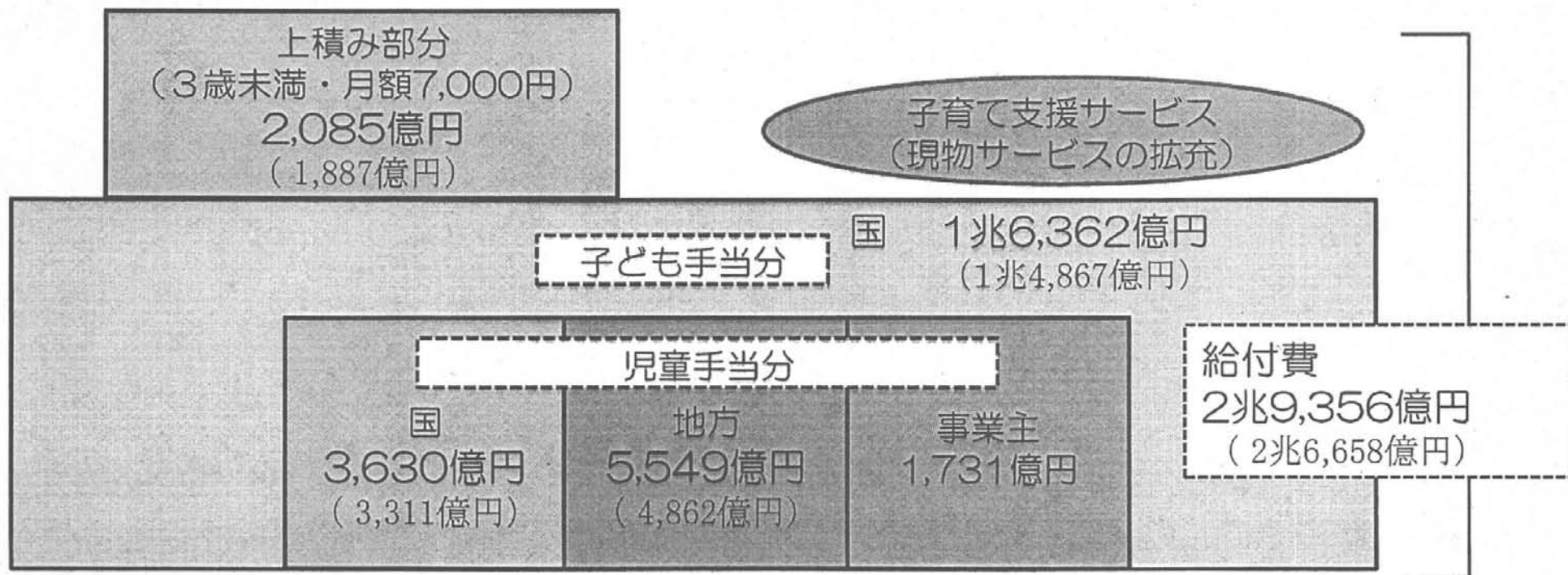
○子ども手当給付費

給付総額 2兆9,356億円

(内訳) 国負担分：2兆2,077億円、地方負担分：5,549億円、事業主負担分：1,731億円

※ 子ども手当に係る地方負担の増加分については特例交付金(2,038億円)を措置しており、それを加味した額。

※ 自治体における子ども手当の支給に係る事務に必要な経費として、子ども手当市町村事務取扱交付金等99億円を措置。



※ ()は公務員を含めない場合の金額。(国家公務員 560億円、地方公務員 2,138億円)

5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - 所得制限は設けない。
 - 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - 公務員については、所属庁から支給する。
 - 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
 - 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
 - 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

- 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3.に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。
- 3.及び4.に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2.に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
- 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3.に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

施設入所等子どもに関する対応について

○児童養護施設等に入所した子どもの中には、親がいないケースや虐待等により強制入所したケースなど、子ども手当や児童手当による支援を受けられない者がおり、国会等でも問題とされたところ。

※ H22子ども手当法の検討規定：「児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

○H23子ども手当法案においては、子どもに着目して、国内に居住する子どもを極力制度の対象としていくという考え方の下に、児童養護施設に入所している子ども等についても、全て支給対象とする。

	約40,000人(社会福祉施設等調査等)		
	約11,000人(安心子ども基金の見込値)		
	①親のいない子ども	②強制入所の場合等の親が監護生計要件を満たしていない子ども	③それ以外の子ども(親が監護生計要件を満たす場合のみ)
児童手当制度時	×	×	○(親へ支給)
平成22年度の対応	△(安心子ども基金で施設へ支給)	△(安心子ども基金で施設へ支給)	○(親へ支給)
今回の制度改正案	○(施設へ支給)	○(施設へ支給)	○(施設へ支給)

※対象施設等としては、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、救護施設、更正施設、婦人保護施設等を予定

現物サービスを拡充するための新たな交付金について

1. 趣旨・目的

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)を改組し、地方が地方独自の子育て支援サービス(現物サービス)や待機児童対策(最低基準を満たす認可外保育施設への支援等)を新たに実施するために使える新たな交付金を設ける(500億円)。

※ 上記の交付金で「待機児童解消「先取り」プロジェクト」にも対応(100億円程度)。

2. 対象事業

■待機児童解消のための事業

①家庭的保育事業

- ・複数の家庭的保育者(保育ママ)が同一の場所で保育を実施する事業。

②認可外保育施設への運営支援事業

- ・最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成

■地方独自の子育て支援サービス(現物サービス)の新規・拡充

地方公共団体が独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業又は既存事業に「上乘せ・拡充」をする場合の当該「上乘せ・拡充」部分を対象。

■従来の次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)等の対象事業

- ・次世代育成支援対策交付金で交付となっていた乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業などの事業
- ・児童育成事業で対象となっていた一部の事業

◎ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案要綱対比表

(傍線の部分は改正部分)

<p>平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案要綱</p>	<p>平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律要綱</p>
<p>第一 趣旨</p> <p>この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。 (第一条関係)</p> <p>第二 受給者の責務</p> <p>子ども手当の支給を受けた者は、第一の支給の趣旨に鑑み、これをその趣旨に従って用いなければならないものとする。 (第二条関係)</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。 (第一条関係)</p> <p>第二 受給者の責務</p> <p>子ども手当の支給を受けた者は、第一の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならないものとする。 (第二条関係)</p>
<p>第三 定義</p> <p>一 「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうものとする。 (第三条第一項関係)</p> <p>二 「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 (第三条第二項関係)</p> <p>三 「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいうものとする。 (第三条第三項関係)</p> <p>(一) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の規定により</p>	<p>第三 定義</p> <p>一 「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいうものとする。 (第三条第一項関係)</p> <p>二 「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 (第三条第二項関係)</p>

同法に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている子ども（短期間の委託をされている者を除く。）

(二) 児童福祉法の規定により障害児施設給付費の支給を受けて若しくは同法の規定による措置が採られて知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設（以下「障害児施設」という。）に入所している子ども又は同法の規定により乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「児童施設」という。）に入所している子ども（当該障害児施設及び児童施設（以下「児童福祉施設」という。）に通う者及び短期間の入所をしている者を除く。）

(三) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）若しくは知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）、同法の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設若しくは知的障害者援護施設（以下「旧身体障害者更生援護施設等」という。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している子ども（短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する

世帯に属している者に限る。)

(四) 生活保護法(昭和二十五年法律第四百十四号)の規定により同法に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)若しくは更生施設(以下「更生施設」という。)に入所し、又は売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している子ども(短期間の入所をしている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。)

第四 子ども手当の支給

一 支給要件

(一) 子ども手当は、次のいずれかに該当する者に支給するものとする。 (第四条第一項関係)

イ 子ども(施設入所等子どもを除く。以下一において同じ。)

を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該子どもに係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下ロ及びハにおいて「父母等」という。)であつて、日本国内に住所を有するもの

ロ 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該子どもと同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該子どもの生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該子どもの父母等を除く。以下「父母指定者」という。)

第四 子ども手当の支給

一 支給要件

(一) 子ども手当は、次のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給するものとする。 (第四条関係)

母 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

ハ、父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

ニ、施設入所等子どもが委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者

(二) (一)イ又はロの場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとする。 (第四条第二項 関係)

(三) (二)にかかわらず、当該子どもが、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれかと同居している場合は、当該子どもは、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとする。 (第四条第三項 関係)

二 子ども手当の額

(二) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

(三) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

二 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、二万円に三の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。）の数を乗じて得た額と、一万三千円に当該受給資格者に係る三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。）の数を乗じて得た額とを合算した額とすること。（第五条関係）

三 認定

(一) 子ども手当の支給要件に該当する者（一）イからハまでに掲げる者に係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとする。（第六条第一項関係）

(二) 子ども手当の支給要件に該当する者（一）ニに掲げる者に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、次に掲げる者の区分ごとに、それぞれ次に定める施設等受給資格者の認定を受けなければならないものとする。（第六条第二項関係）

イ 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

ロ 里親 当該里親の住所地の市町村長

ハ 児童福祉施設等の設置者 当該児童福祉施設等の所在地の

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とすること。（第五条関係）

三 認定

受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとする。（第六条関係）

市町村長

四 支給及び支払

(一) 市町村長は、三の認定をした一般受給資格者又は施設等受給資格者(以下「受給資格者」という。)に対し、子ども手当を支給するものとする。 (第七条第一項関係)

(二) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十四年三月(同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月)で終わるものとする。 (第七条第二項関係)

(三) 子ども手当は、平成二十三年六月及び十月並びに平成二十四年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとする。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。 (第七条第四項関係)

五 子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。 (第八条第一項及び第三項関係)

四 支給及び支払

(一) 市町村長は、三の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給するものとする。 (第七条第一項関係)

(二) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年三月(同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月)で終わるものとする。 (第七条第二項関係)

(三) 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとする。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。 (第七条第四項関係)

五 子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。 (第八条第一項及び第三項関係)

六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収について規定するものとする。 (第九条から第十三条まで関係)

七 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さ_レえることができないものとする。 (第十四条関係)

八 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとする。 (第十五条関係)

九 公務員に関する特例

公務員については、所属庁が子ども手当を支給すること。 (第十六条関係)

第五 費用

一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用 (第六の二により児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号) の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。) については、国が負担するものとする。ただし、次に掲げる子ども手当の支

六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収について規定するものとする。 (第九条から第十三条まで関係)

七 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さ_レえることができないものとする。 (第十四条関係)

八 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとする。 (第十五条関係)

九 公務員に関する特例

公務員については、所属庁が子ども手当を支給すること。 (第十六条関係)

第五 費用

一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用 (第六の二により児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号) の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。) については、国が負担するものとする。ただし、次に掲げる子ども手当の支

給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとする。 (第十七条第一項及び第二項関係)

- イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国
- ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県
- ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村

- (二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとする。 (第十七条第三項関係)

二 市町村に対する交付

- (一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとする。 (第十八条第一項関係)
- (二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとする。 (第十八条第三項関係)

第六 児童手当法との関係

- 一 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識
児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の給付の額に相当する部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、

給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとする。 (第十七条第一項及び第二項関係)

- イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国
- ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県
- ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)

- (二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとする。 (第十七条第三項関係)

二 市町村に対する交付

- (一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとする。 (第十八条第一項関係)
- (二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとする。 (第十八条第二項関係)

第六 児童手当法との関係

- 一 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識
児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の給付の額に相当する部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、

第六に定めるところによるものとする。 (第十九条関係)

二 受給資格者における児童手当法の適用

(一) 一般受給資格者のうち児童手当法の児童手当等の受給資格者 (所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。)
() に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当等の額 (所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当等の額とする。) に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当等とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとすること。 (第二十條第一項及び第二項関係)

(二) 特定一般受給資格者 (第四の一(三)が適用されることにより第四の一(一)イに掲げる者に該当することとなる父若しくは母としての一般受給資格者等をいう。) に支給する子ども手当 (当該特定一般受給資格者に係る子どもに係る部分に限る。) については、当該子ども手当の額のうち当該特定一般受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当等の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当等とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとすること。 (第二十條第三項及び第四項関係)

(三) 施設等受給資格者に支給する子ども手当 (特定施設入所等子ども (父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない施設入所等子どもをいう。) に係る部分を除く。) については、当該子ども手当の額のうち当該施設等受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれら

この章に定めるところによるものとする。 (第十九条関係)

二 受給資格者における児童手当法の適用

(一) 受給資格者のうち児童手当法の児童手当の受給資格者 (所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。) に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当の額 (所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。) に相当する部分については

、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとすること。 (第二十條第一項関係)

(二) 受給資格者のうち児童手当法の小学校修了前特例給付受給資格者 (所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者を含む。) に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対し支給されるべき児童手当に相当する給付の額 (所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者については、所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当に相当する給付の額とする。) に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとすること。 (第二十條第二項関係)

の者に対して支給されるべき児童手当の額等に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当等とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第五項及び第六項関係)

三 平成二十三年度の月分の児童手当等の支給における特例

児童手当等の受給資格者は、平成二十三年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとする。 (第二十一条関係)

第七 交付金の交付

国は、子ども手当の支給と相まって、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、次に掲げる経費に充てるため、政令で定めるところにより、交付金を交付するものとする。 (第二十三条関係)

一 保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業の実施に要する経費

二 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)に規定する市町村行動計画に基づく措置の実施に要する経費

三 一又は二の経費のほか、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援のために市町村又は都道府県が実施する事業の実施に要する経費

第八 雑則

一 子ども手当に係る寄附

(一) 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支

三 平成二十二年度の月分の児童手当等の支給における特例
児童手当等の受給資格者は、平成二十二年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとする。 (第二十一条関係)

第七 雑則

一 子ども手当に係る寄附

(一) 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支

- 援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとする。
- (第二十四条第一項関係)
- (二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならぬものとする。
- (第二十四条第二項関係)

二 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等

- (一) 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)に規定する学校給食費(以下「学校給食費」という。)その他の学校教育に伴って必要な費用又は児童福祉法の規定により徴収する費用(市町村の支弁とされている保育費用に限る。以下(三)において「保育料」という。)のうち当該受給資格者に係る子ども手当に当り当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができるものとする。
- (第二十五条第一項関係)

- (二) 市町村長は、受給資格者が、子ども手当の支払を受ける前に、当該子ども手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する保育料その他これに類する費用のうち当該受給資格者に係る子ども手当に当り当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に子ども手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができるものとする。

- 援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとする。
- (第二十三条第一項関係)
- (二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならぬものとする。
- (第二十三条第二項関係)

うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に対して支払うことができるものとする。 (第二十五条第二項関係)

(三) 児童福祉法の規定により保育料を徴収する場合において、第四の三の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、市町村長は、当該扶養義務者に子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができるものとする。 (第二十六条関係)

三 施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の子ども手当の取扱い

市町村は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、当該施設等受給資格者に委託され、又は入所している施設入所等子どもに対し当該子ども手当を支払うこととする。この場合において、当該施設等受給資格者は、当該施設入所等子どもが子ども手当として支払を受けた現金を保管することができるものとする。 (第二十七条関係)

四 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所屬長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の意見の申出について定めるものとする。 (第二十八條から第三十四條まで関係)

五 事務の区分

二 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所屬長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の意見の申出について定めるものとする。 (第二十四條から第三十條まで関係)

三 事務の区分

この法律（一から三まで及び厚生労働大臣への意見の申出を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所屬庁が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とすること。（第三十五条関係）

六 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとする。（第三十六条関係）

七 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとする。（第三十七条関係）

第九 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第十 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。ただし、四については公布の日から施行するものとする。（附則第一条関係）

この法律（一及び厚生労働大臣への意見の申出を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所屬庁が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とすること。（第三十一条関係）

四 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとする。（第三十二条関係）

五 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとする。（第三十三条関係）

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。ただし、四については公布の日から施行するものとする。（附則第一条関係）

二 検討

政府は、子ども手当の平成二十四年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

子どもが日本国内に住所を有するものとする要件及び同居父母、施設設置者等の要件の適用については、平成二十三年六月分の子ども手当から始めるものとし、また、施行日の前日における平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の規定による子ども手当の受給者が、施行日において第四の一の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があつたものとみなし、施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとするなど、この法律の施行に關し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。 (附則第三条から第二十一条まで関係)

四 三に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。 (附則第二十二条関係)

二 検討

(一) 政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(二) 政府は、平成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

施行日の前日における児童手当等の受給者が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があつたものとみなし、施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとするなど、この法律の施行に關し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。 (附則第三条から第十九条まで関係)

四 三に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。 (附則第二十条関係)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案要綱

一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護の拡充

1 平成十五年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であつて、当該戦傷病者等が平成二十三年四月一日において恩給法による傷病恩給等を受けていたものに、額面十五万円又は七万五千円、五年償還の国債による特別給付金を支給すること。

2 平成十五年四月二日以後に、昭和六年九月十八日以後昭和十二年七月七日前に公務上の傷病にかつた軍人であつて、これにより平成二十三年四月一日において恩給法による傷病恩給等を受けていたものの妻となった者に、額面十五万円又は七万五千円、五年償還の国債による特別給付金を支給すること。

(附則第三条関係)

3 額面九十万円、六十万円又は三十万円、十年償還の国債による特別給付金、額面十五万円又は七万五千円、五年償還の国債による特別給付金等を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に平病死した者に、額面五万円、五年償還の国債による特別給付金を支給すること。(附則第四条関係)

二 施行期日

この法律は、平成二十三年十月一日から施行すること。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(概要)

下記の者に対して戦傷病者等の妻に対する特別給付金を支給するため改正を行う。(平成23年10月1日施行)

1. 平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に新たに戦傷病者等の妻になった者。
2. 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死(※)した場合の、当該戦傷病者等の妻。

(※)平病死…障害年金受給者が障害年金の支給事由(公務上の傷病等)以外の傷病により死亡した場合

【参考】○対象者の推計人数 新規対象者:80人、平病死対象者:7,000人 ○国債費(見込み):5年間で総額3億5,743万円(財務省理財局予算)

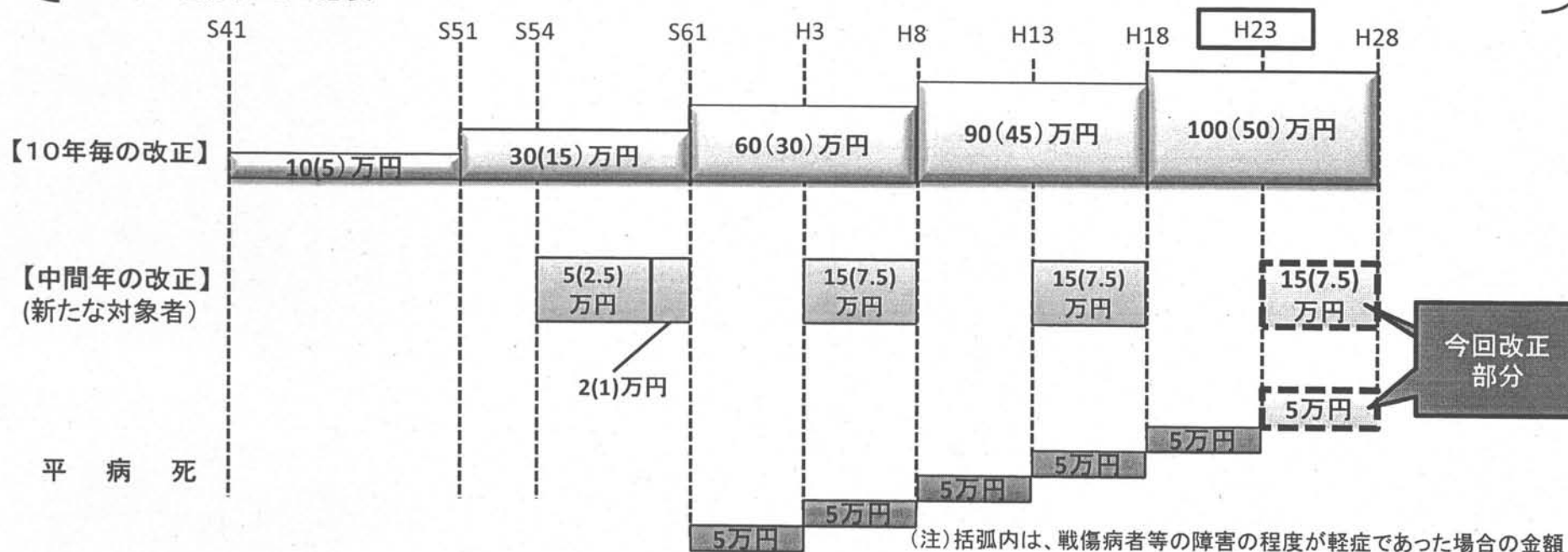
【戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度】

1. 趣旨及び対象者

- 長年にわたり、障害のある夫の介助、看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。(昭和41年に制度創設)
- 基準日において、公務上又は勤務に関連して負傷・り病し、障害の状態にあるために増加恩給(恩給法)や障害年金(援護法)等を受給している戦傷病者等の妻が対象。

2. 今回の改正の趣旨

これまで、10年ごとに行われてきた法改正(平成8年、平成18年等)の他に、中間年(平成3年、平成13年等)において、新たに対象となった者等に対して特別給付金を支給する改正を行ってきたところ、平成23年は中間年に当たることから、特別給付金を支給するための法改正を行うことが必要



戦傷病者、戦没者の遺族等に対する給付制度について

1 国による「使用者」としての補償(国家補償)

国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあった者(軍人、軍属、準軍属)が、公務傷病等により障害の状態となり、又は死亡したことに対し、国が国家補償の精神に基づき使用者の立場から補償するもの。

恩 給

＝ 軍人及びその遺族を対象【総務省所管】

- 公務扶助料:公務傷病のために死亡した旧軍人の遺族に支給(受給者数:131,530人)
- 増加恩給:公務傷病のため障害の状態にある旧軍人に支給(受給者数:20,983人) ※受給者数は、いずれも平成21年3月末現在

援護年金

＝ 軍属・準軍属及びその遺族を対象

- 遺族年金:公務傷病のために死亡した旧軍属・準軍属の遺族に支給(受給者数:13,676人)
- 障害年金:公務傷病のため障害の状態にある旧軍属・準軍属に支給(受給者数:1,932人) ※受給者数は、いずれも平成22年11月末現在

2 国による慰藉又は弔慰を表すための給付

戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰藉又は弔慰を表すために支給するもの。

種 別	対 象 者	受給者数 H22年11月末現在
戦没者等の妻に対する特別給付金	公務扶助料や遺族年金等の受給権者である戦没者等の妻	159,270人 (H15年改正分)
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	増加恩給や障害年金等を受給している戦傷病者等の妻	21,742人 (H18年改正分)
戦没者の父母等に対する特別給付金	公務扶助料や遺族年金等の受給権者である戦没者等の父母等であって、戦没者以外に氏を同じくする子孫がいなかった者	100人 (H20年改正分)
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	戦没者の三親等内の親族。 ただし、公務扶助料や遺族年金受給者がいない場合に限る。 (三親等親族は1年以上の生計関係が必要。)	1,271,498人 (H17年改正分)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の概要

趣旨及び対象者

- 長年にわたり、障害のある夫の介助・看護や家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給。(昭和41年制度創設)
- 基準日において、公務上又は勤務に関連して負傷・り病し、障害の状態にあるために増加恩給(恩給法)や障害年金(戦傷病者戦没者遺族等援護法)等を受給している戦傷病者等の妻を対象。

基準日等

新規支給

10年ごと及び中間年(※)に基準日を設け、その時点で要件を満たす者に支給。

※10年ごとの基準日のみの場合、次の基準日までの間に新たに戦傷病者等の妻となった者が、長期間支給されないことになるため、昭和54年改正より、10年ごとの基準日の中間年に基準日を設け、その時点で要件を満たす者に支給。

継続支給

国債償還終了後の一定期日においても要件を満たす者に支給。

戦傷病者等が死亡した場合

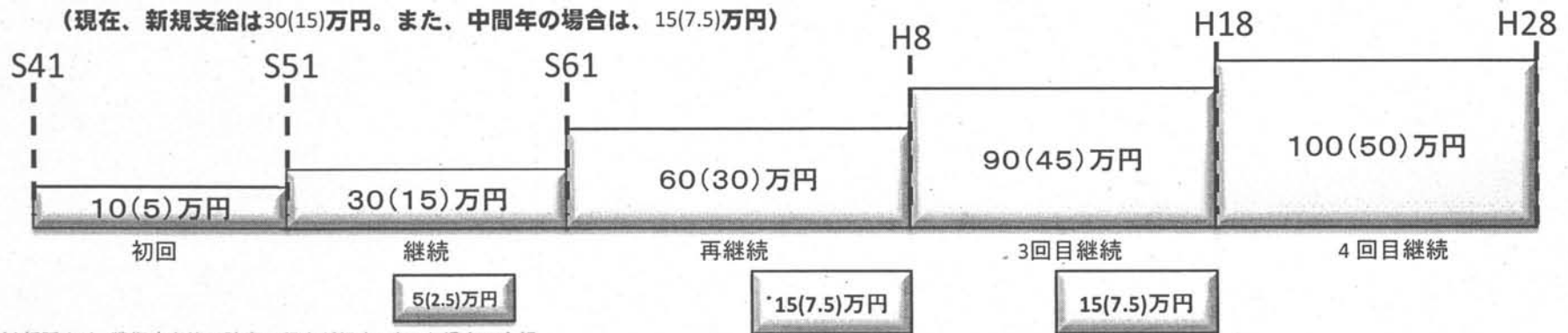
戦傷妻特給の受給期間中に、戦傷病者等である夫が死亡した場合には、当該戦傷妻特給の国債償還後に、死亡原因に応じて、他の給付金に移行(※)。

※ 戦傷病者等である夫が、公務又は勤務関連傷病が悪化し、これにより死亡した場合には、「戦没者等の妻に対する特別給付金」に移行し、その他の場合(障害年金等の支給事由(公務上の傷病等)以外の傷病により死亡した場合)「平病死特例給付金」に移行。

支給額

- 支給は、10年償還の無利子の記名国債の交付により行われ、毎年の償還日に均等に支払いを行う。
- 金額は、支給回数に応じ、10(5)万円、30(15)万円、60(30)万円、90(45)万円、100(50)万円。

(現在、新規支給は30(15)万円。また、中間年の場合は、15(7.5)万円)



(注)括弧内は、戦傷病者等の障害の程度が軽症であった場合の金額